

一八三〇—三二年英領西インド經濟危機と奴隸賠償制度

川 分 圭 子

【要約】 英領西インド貿易は長くイギリス經濟の最重要部門であったが、一八一〇年代以降は砂糖生産の世界的拡大や奴隸制廃止運動の進展を受けて長期的不況に陥った。その影響は植民地砂糖生産者だけでなく、彼らに融資を行ってきたイギリスの貿易商や貿易商に資産を預けてきた有産階級全般に及んだ。特に一八三〇—三二年砂糖価格暴落は本国の貿易商と投資家に深刻な打撃を与えた。この状況を打開したのが奴隸制廃止法に付加された奴隸賠償制度である。これによって奴隸所有者に奴隸解放の損失補償のため二〇〇万ポンドが支払われたが、この賠償金の大半は奴隸所有者が多大な債務を負っていた本国投資家のもとへ還流し、彼らやイギリスの資金運用システム全体を防衛する機能を果たした。本稿では、当時最大手の貿易商会の破産処理の過程を調査し、実際に奴隸賠償金が同社の債権回収や同社への投資家・出資者救済に不可欠の役割を果たしていた状況を明らかにした。

史林 九一卷六号 二〇〇八年一月

はじめに

英領西インド貿易、特に砂糖は、一八世紀を通してイギリスの最重要の海外貿易分野であり、イギリスに巨富をもたらした。しかし一九世紀前半には砂糖価格下落のため長期的不況に陥り、一八〇七年には奴隸貿易廃止、一八三三年には奴隸制廃止によって労働・生産システムの根本的改変を迫られた。さらに一八二〇年代以降、英領西インド産砂糖を保護し

ていた特恵権関税制度が徐々に廃止されると、イギリス市場に東インド産や外国産砂糖が浸透し、英領西インドは半永久的な衰退へ向かった^①。

以上の英領西インド経済の崩壊によって植民地の砂糖生産者階級は没落し、また植民地は本國間の砂糖流通を担当していた本國の貿易商も多くが破産した。しかし、西インド経済の崩壊が被害を及ぼしたのは以上の西インド利害関係者だけではない。本國西インド貿易商は長年にわたってイギリスで最も繁栄した商業組織であり、多くの一般のイギリス人が資産を投資し、運用してきた。したがって、西インド経済崩壊とそれに連動した本國貿易商の経営破綻は、狭義の西インド・インタレストを越えたイギリスの有産階級全体に深刻な打撃を与えたはずである。

しかし、イギリスの投資家や金融利害はこの危機を克服し、自由貿易体制のもとで英領植民地以外に新たな投資のチャンスを見いだしていった。このため従来のイギリス経済史研究では、イギリスの金融利害が自由貿易にいかん適合的であったか、いかに次世代以降繁栄していくかが注目され、強調されてきた。ウィリアムズ等による伝統的「西インド史」の解釈でも、製造業者とともに金融業者が自由貿易を支持し、旧植民地体制とそれが保護してきた西インド利害を放棄したと論じられてきた。また近年ジェントルマン資本主義論では、イギリスの金融利害は一八世紀までは旧植民地体制の保護主義のもとに西インド・アメリカ植民地（公式帝国）との貿易で栄えてきたが、一九世紀以降は自由貿易主義を選択し新たな投資の場をラテン・アメリカなどの非公式帝国に拡大していったと、説明される。

確かに、一九世紀後半以降のイギリス経済史に主眼をおいて旧植民地体制から自由貿易主義への移行期を解説するならば、金融利害の持続性や自由貿易主義との適合性を強調することは有意義かもしれない。しかし現在ではこうした見方が敷衍した結果、旧植民地体制の終焉がイギリスの金融利害や社会全般に深刻な影響を及ぼしたことは忘却されつつある。またその打撃をイギリス経済はどのような政策によって克服したのかという問題も、十分な検証なく看過されている。

そこで本稿では、旧植民地体制の終焉自体をテーマとして取り上げ、それが西インド利害関係者を越えて本國の有産階

級にどのような影響を与えたのか、当時のイギリス政府がそれをどのように克服したのかを、今一度考えてみたい。この当時のイギリス政府の政策として本稿で特に取り上げるのは、奴隷制廃止法内で制定された奴隷賠償制度である。本稿では、一つの代表的な西インド貿易商の破産とその処理の過程を調査し、この貿易商に対する投資家であったイギリスの有産階級の資産を救済するためには、奴隷賠償制度が不可欠だったことを明らかにする。

本稿で取り上げるのは、マニング&アンダーソン社（以下M&A社）の事例である。同社は、プランター出身のマニング一族が一八世紀半ばに開業したロンドンの西インド貿易商会で、この分野で最大手の商会の一つであった。筆頭パートナーのウィリアム・マニングは長く下院議員を務めイングランド銀行総裁も経験した政界・経済界の実力者であった。経営者がこのような名士だった同社は信用が高く、当時の一流銀行、地主貴族や軍人などが資金を預けていた。しかし同社は一八三〇—三二年の砂糖価格暴落期に破産する。この結果同社に預けられていたイギリス有産階級の資産は危機に陥る。本稿では、破産史料からこの有産階級の債権が回収される過程をたどり、債権回収には奴隷賠償制度が非常に重要な役割を果たしたことを主張したい。

M&A社については、一九六一年にR・B・シエリダンがケース・スタディを発表しているが、短い論文でM&A社の調査結果が十分開示されていない。また結論では、イギリス資産の債権回収のために奴隷賠償制度が設置されたことも指摘されてはいるが、議論の主体は奴隷解放後の労働体制やアメリカ南部との比較などにある。そこで本稿では、M&A社の破産史料をより詳細に分析して立論し直し、西インド経済不況↓本国債権者に対する深刻な影響の発生↓債権回収の方法としての奴隷賠償金制度設置↓債権回収と奴隷解放の成功という歴史的展開を明確な形で提示したいと考える。

以下第一章では、当時の西インド貿易の一般的な状況を紹介し、植民地砂糖生産者・本国貿易商・本国投資家がどのような関係にあったか、貿易不況がこの三者にどのように波及していくかを解説する。第二章ではM&A社の経営者一族、政界・経済界とのつながり、破産前夜の同社の経営状況を分析し、M&A社が大手の代表的な西インド貿易商であったこ

と、植民地生産者や本国投資家との関係、西インド経済不況から被った影響などの点で第一章の全体論に合致する状況にあったことを示す。また同社の経営者や投資家が下院やイングランド銀行の実力者であり、経済・政治的政策に影響力行使しうる存在であったことを提示する。第三章では同社の破産処理の過程を破産史料に基づく数値的データからたどり、確かに同社の債権回収において奴隷賠償金が決定的な役割を果たしたことを、明示する。

① Lowell Joseph Ragatz, *The Fall of Planters Class in the British* 志社大学) 五四(四) 二〇〇三年 一〇三四—一〇五七頁。

Caribbean, 1763-1833, New York, 1928, pp. 286f, 331f, 367f. 英領西 ② Richard B. Sheridan, "The West India Sugar Crisis and British

インマ衰退^二ごとのその他の研究^一 現在の議論の状況は以下に詳^一 Slave Emancipation, 1830-1833", *Journal of Economic History*, 21-4,

い。布留川正博「エリック・ウィリアムズの「衰退理論」再考——奴 1961, pp.539-551.

隷貿易廃止期における英領西インドの経済——」『経済學論叢』(同

一 プランター・本国貿易商・本国投資家

(一) 旧植民地体制とコミッション・システム

イギリスは、植民地貿易独占を意図して、一七世紀後半から一八世紀を通して諸航海法を發布し、原則的に植民地に本国以外との貿易を禁じた。この結果、西インド植民地の主要生産物は本国にのみ輸出され、また西インドが必要とするヨーロッパ製品や食料は本国からのみ購入可能となった。他方で本国は、この植民地に著しく不利な条件を緩和するため、本国市場において植民地生産物と競合する外国産商品に対して高関税を設けた。以上の貿易体制は旧植民地体制と呼ばれる。

旧植民地体制は、コミッション・システム(委託販売システム)という独特の取引方法を西インド貿易に固定化した^①。この取引方法は、西インド植民地側には生産者だけが存在し、本国側に貿易商が集中して存在する状態を前提とする。以下

砂糖を中心に記述する。まず西インドの砂糖生産者（プランター）は、毎年五月頃から秋にかけてマスコバド糖を本国に向けて出荷する。これ以上の精糖は植民地では禁止されている。本国側の貿易商は、本国の港でこの船荷を受け取り、通関、保管、販売を代行する。砂糖は販売されるまで生産者の所有であり、本国貿易商は販売を受託するだけである。また英領西インド産生産物は本国に輸入される際関税が課されたので、この関税支払いも本国の代理商が代行する。本国の貿易商はマスコバド糖を国内ブローカー・精糖業者に販売する他、アムステルダムやハンブルクなど海外に向けて販売する。またイギリスの精糖業者が加工した精製糖の輸出も行う。砂糖再輸出の際には関税が払い戻される。関税が加えられた価格では、海外市場では到底売れないからである。この戻し税の手続きも本国代理商が行う。いずれにせよ旧植民地体制では、植民地から外国への直接輸出は禁じられているため、必然的に砂糖は本国貿易商の手を経て再輸出される。

本国貿易商は、砂糖の売上から港湾使用料その他諸費用と関税を差し引き、委託販売手数料を徴収した後、残額を生産者の預金口座につける。このように委託販売業務にはプランターの預金管理業務が伴う。

他方でプランターは、食料や衣料品、肥料や農具、建築資材など全ての必要物資を本国貿易商に対し発注し、送付させる。英領西インドは商品作物生産に特化しているため食料生産が不足し、製造業もほとんど存在せず、外国や外国領からの物資の輸入も禁じられているからである。この必要物資は生産物売上の預金から支払われ、出荷した生産物の帰りの船で輸送される。こうしてプランターの全ての収入と支出は、本国で本国の貿易商によって管理されることになる。

さらにこれらの委託販売業に伴って発生する業務として、船舶の確保と海上保険仲介がある。西インド植民地はほとんど船舶を有さず、海上保険業も存在しないので、本国と西インド間の海上輸送で必要な船舶の手配や海上保険の調達は、本国貿易商が担当する。こうして本国貿易商は、船舶手配・艤装を行い、また海上保険の仲介手数料を稼ぎ出す。さらに本国貿易商はしばしば自ら船主や保険引受人（アンダーライター）でもあるので、自分の船で委託荷を輸送し、海上保険を引き受け、フライト料や保険料も獲得することがある。^②

以上、本国貿易商は、西インド生産物の委託販売という業務を通して、委託販売手数料、海上保険仲介手数料、保険料、輸送料など多岐にわたる収入を得る。これらの収入の多くが手数料（コミッション）であるため、彼らの取引方法はコミッション・システムと呼び慣わされた。

（二）経済不況の進展とプランター、本国貿易商、本国投資家に対する影響

コミッション・システムが定着する過程で、本国貿易商は次第に西インド・プランターに対して多大な資金を前貸しするようになる。この前貸しは、委託荷見返前貸と呼ばれる方法で行われた。これは、委託荷の販売が終了するまで生産者が収入を得られないために案出された制度で、貿易商が委託荷を担保に生産者に前貸しを行うものである。通常貿易商は、委託荷を受け取った後、あるいは委託荷が輸出先で船積みされた段階で送り状をもとに、委託荷の半分から三分の二程度を前貸しする。この前貸しは具体的には生産者が購入する物資について貿易商宛に振り出す手形の引受という形で行われる。

しかしプランターは、奴隷の衣食から肥料・農機具まで生産と生存に必要な全てを本国貿易商から購入しているので、砂糖の売上が不足していても、帰り荷の買付をやめることはできない。そこで所定の前貸しの率以上に手形を振り出す状態が生じてくる。多くの貿易商は元プランターで取引先と知人であるため、前貸しの増加を拒否しにくい。また新規参入の貿易商の場合は、前貸し率を高くすることで取引先を確保する必要もあった。^⑧

また多くのプランターは、西インドの生活の単調さや子弟の教育手段の欠如などから、ある程度財をなすと西インド現地にマネージャーをおいて帰国した。この不在地主の生活は、本国での生活費やプランテーションの管理低下のために極めて高くつくものだった。^⑨

プランターへの前貸しがかさむと、委託荷だけでは担保が不足し、プランテーションが追加の担保とされることになる。

そもそもプランテーション購入や奴隸購入の際すでにプランテーションが担保とされていることも多い^⑤。こうして本国貿易商は必然的にプランテーションの抵当権者となった。

他方貿易商は、自己資金のほか、銀行から借り入れたり富裕層から資金を預かって事業に使用していた。この預金者は、後に示すM & A社の史料に明らかなように、地主、軍人、未亡人など一般的なイギリスの上層中産階級であった。ここに、イギリス人一般投資家→西インド貿易商→プランターという融資の連鎖が確立していた。

ナポレオン戦争終了後になると、キューバやブラジルなどの砂糖生産拡大、甜菜糖の登場、東インドやモーリシャスなどほかの英領植民地での砂糖生産の開始などの影響を受けて、砂糖価格は不可逆的な下落へ向かう。イギリス市場での砂糖価格は以前の半分または三分の一前後にまで低下する^⑥。この砂糖価格低迷は、プランターの債務を決定的に悪化させた。砂糖の価格下落は直接には売上を減少させ、間接的には委託荷やプランテーションの担保価値を低下させ融資額を縮小させたからである。この結果多くのプランターが破産した。本国貿易商は、担保のプランテーションを売却することで債権を回収しようとしたが、優良な買い手はほとんど存在しなかった。買い手が見つかったとしても、たいいていの買い手は資金不足で、購入プランテーションを再び担保に貿易商から借金をする状態だった^⑦。つまり当時プランテーションを現金化することはほぼ不可能だった。

このような状況にあった貿易商にとって一八三〇—一三二年の砂糖価格暴落は最後通牒であり、一八三一年にはM & A社を含め一〇社前後が破産した^⑧。貿易商が経営破綻すると、彼らに財産を投資していたイギリスの一般投資家や預金者は資産を回収できなくなる。ここに至って初めて、西インド經濟不況は、西インド利害関係者だけの問題ではなく、イギリス一般の有産階級にとって直接的な問題となる。

当時英領西インドに向かって吹いていた逆風は、砂糖価格の下落だけではなかった。一八二五年モーリシャス産砂糖関税が引き下げられたのを皮切りに、英領西インド産砂糖への特惠関税は徐々に廃止される^⑨。また二三年五月下院は奴隸制

の将来的廃止を決議し、一〇年後の三三年八月には奴隸制廃止法が可決される。以上は、一八二〇年代にイギリスの上層中産階級の大半が自由貿易主義と奴隸制廃止を支持するようになった結果であった。だが、理念的に自由貿易や奴隸制廃止を支持し、旧植民地体制や英領西インド奴隸制経済を忌避し始めたイギリス有産階級の人々の多くは、無自覚のうちに資金運用を通して西インド経済に利害を持っていた。彼らが英領西インド経済の崩壊が自らに及ぼす打撃についていつ自覚したかは即答できない問題だが、一八三〇—三二年砂糖価格暴落時点にはすでにその自覚はあっただろう。いずれにしても、この翌年の奴隸制廃止法には、プランターに喪失する奴隸の価値を一部補償する奴隸賠償制度が付加され、それを通してプランターに投下されていたイギリス有産階級の債権が回収される仕組みが用意されていた。

① K. G. Davies, "The Origins of the Commission System in the West India Trade", *Transactions of the Royal Historical Society, 5th Ser.*, vol. 52, 1952, pp. 89-107.

② Richard Pares, *A West India Fortune*, London, 1950, pp. 254-6.

③ *Ibid.*, pp. 245-6.

④ *Ibid.*, p. 243.

⑤ Ragatz, *op. cit.*, p. 350. Sheridan, *op. cit.*, p. 540.

⑥ Pares, *op. cit.*, p. 295.

⑦ Sheridan, *op. cit.*, p. 542.

⑧ Ragatz, *op. cit.*, p. 367.

⑨ *Ibid.*, p. 410.

二 マニング&アンダーソン社の経営と破綻への道筋

(一) マニング家とウィリアム・マニング

破産時のM & A社は、ウィリアム・マニング(一七六三—一八三五)とフレデリック・マニングの兄弟、およびウィリアムの女婿のジョン・ラヴィコント・アンダーソン(以後J・L・アンダーソン)(一七九二—一八七四)をパートナーとする共

同経営であった。マニング家はジャマイカやセント・ Kitts 島に領地をもつプランターであったが、一七五〇年代にウイリアムの父が帰英しロンドンで貿易商會を開業し、一七六〇年代にはケント州にコウム・バンクというカントリー・ハウスを構える程に成功していた。他方ウイリアムの母は、セント・ Kitts 島とデンマーク領セント・クロイ島のプランター、ライアン家の出身である。^①

一七八〇年代のマニング商會の経営者は、ウイリアム・マニング、彼の姉の夫でジャマイカのプランター出身であったベンジャミン・ヴォーン、ジョン・プロクター・アンダードンであった。ヴォーンは下院議員で、経営にはほとんど関与しなかった。彼は非国教徒でアメリカ独立やフランス革命を支持した最左派であり、一七九四年に枢密院から取り調べを受けフランスに亡命、その後アメリカで終生を送った。^②ヴォーンとの共同経営は、枢密院取り調べ直前の九四年四月末に解消された。^③

ジョン・プロクター・アンダードンは J・L の父である。ジョン・プロクターの父フェルディナンドはサマセットシャーの外科医であった。ジョン・プロクターは最初の妻アン・オリヴァーとの間に J・L をもうけ、アンの死後メアリ・ハン・カサメイジャーと再婚した。カサメイジャー家は西インド・プランターでユグノーの家系である。^④

ウイリアム・マニングは一七九四年下院に初当選し、会社の実務から離れた。この際補充の人員として、ウイリアム・マニングの二度目の妻の姉の息子であるチャールズ・ボウズンキットが入社し、一八一〇年まで勤務した。^⑤ボウズンキット家は一七世紀末来英したユグノー系ロンドン貿易商である。この後 J・L・アンダードンが入社し、一八一六年にはジョン・プロクター・アンダードンが引退した。^⑦

ウイリアム・マニングの最初の妻エリザベスは、ロンドンの大銀行家アベル・スミス（一七七一—一七八八）の娘である。スミス家はノッティンガムの小地主出身で、一七世紀後半に同地で銀行を開業し、一七五九年にはロンドンでスミス・ペイン & スミス社（以下 SPS 社と略）を開業、その後ハル、リンカーンにも進出した。^⑧スミス家はハルでロシア貿易商ウイ

ルバーフォース家とパートナーとなり、姻戚にもなった^⑩。このつながりを通してマニング家もウィルバーフォース家と友人・姻戚関係に入っている^⑪。ウィルバーフォース家は奴隷制廃止運動を主導した政治家ウィリアム・ウィルバーフォースの一族だが、西インド利害を代表する政治家だったマニングとウィルバーフォースは個人的には親しい友人であった^⑫。

マニングの二回目の妻はメアリ・ハンター、その父はヘンリー・ルノイ・ハンターである。彼はロンドンのリネン・ドレーバーであった^⑬。ハンター家についてはDNBはVenatoreというイタリア系の一族^⑭、カトリック事典はVeneriというユグノーの家系であると解説している^⑮。メアリの姉エレノアは一七六七年サミュエル・ボウズンキットと結婚しジョン・バーナードとチャールズをもうけた。

次にウィリアム・マニング自身について述べておく。彼は一七九四年三一歳で下院に初当選、以後破産前年の一八三〇年まで連続三六年間下院議員をつとめた^⑯。また一七九二年から一八三一年までイングランド銀行の重役をつとめ、一八〇一―一二年には副総裁、一八二一―一四年には総裁であった。

彼の西インド関連の政治活動は以下のようなものである。一八〇四年六、七月には彼は、奴隷貿易廃止法案の結果権利侵害や損失を被る人々に対する最も適切な補償の方法を調査する委員会設置を求める動議を下院に提出している^⑰。また一八〇七年二月奴隷貿易廃止法が可決された時には、「国王命令や議会の裁可によって販売された土地を購入した人々、次に黒人暴動、戦禍、敵の侵入で財産の損失を被った人々」に補償を行うべきだと論じている。同年西インド経済の不況の原因について、チャールズ・ボウズンキットと公開文書で討論を行っている^⑱。さらに一八二〇年代西インドの経済不況が深刻になると、彼は西インド会社という株式会社の計画を熱心に推進した。彼はこれによって投資を広く集め、プランター・貿易商の資金不足を救おうと考えていた。一八三三―五年彼は下院で西インド会社法案を提出し、何度か読会を要求している^⑲。しかしこの法案の趣旨は理解されず、廃案となった。他方でこの時期は、奴隷制廃止の回避手段として、西インド委員会側から奴隷待遇改善計画が提案され、植民地側との調整が行われるが、マニングはこうした動きの中心に

あった。また彼は奴隷の改宗・道徳的教導に関わる団体に属し、西インドへの聖職者派遣の資金援助なども行った。^{②①}

三〇余年にわたって与党の有力政治家であり金融・西インド問題の専門家でもあったマニングの会社の破綻が、イギリス政界にどのように受け止められたのか、奴隷賠償制度等の政策判断に影響を及ぼしたのかという問題は、非常に重要である。しかし議会議料や討論には西インド不況や貿易商破産についての全体的議論はあるが、個々の会社についての言及はない。またマニングは破産一年前に政界を引退したので、彼が自ら奴隷賠償制度について発言することはなかった。そもそも奴隷賠償制度は、後述するように議会で十分に審議される間もなく、早急に内容が決定された制度でもあった。したがって、M & A社の破産が政府の政策決定に直接影響を及ぼしたかどうかは明らかにできない。しかし、マニングのような有力政治家の没落は政界中枢部に深刻な不安を与え、速やかな救済策決断につながったと推論することは、妥当であろう。

（二）M & A社の事業内容

M & A社の営業史料は残されていない、事業活動についての個別研究はない。しかし、プランター兼プリストルの西インド貿易商であったピニー家についての史料・研究や、M & A社のパートナーだったチャールズ・ボウズンキットが書き残した手短な手記から、また破産処理の過程で裁判所に残された破産史料から、だいたいの事業内容がわかる。

ピニー家については一七六〇年代から一九世紀初頭にかけての営業文書がプリストル大学図書館に所蔵されており、リチャード・ペアーズの詳細な調査が有名である。^{②②}筆者が直接確認した史料では、ピニー家はマニング商会に対し、ネヴィス島のピニー家のプランテーションから送付する砂糖と綿花の委託販売と、これらに対する海上保険を依頼している。これらの中には、オーステンデのマニングの会社に砂糖を委託するという記述もあり、マニング商会がオランダ方面に代理店をもち、英領西インド生産物のヨーロッパ向け再輸出も行っていたことがわかる。またピニー家は帰り荷のほとんどを

マニング商会に依頼していた。その内容は、塗料、マデイラ酒、乾燥豆・穀物類・小麦、鑄鉄・鋼鉄、錠などだった。以上からこの時期マニング商会は、委託販売・帰り荷の買付、海上保険業務等からなる典型的な西インド委託代理商業を営んでいたといえる。

ピニー家は一七八〇年代に帰英しブリストルで貿易商会を開業するが、マニング商会はピニー商会開業時にアドヴァイスを与えている^②。ピニー商会のような小規模な新興の地方商社からみれば、マニング商会は首都の先輩格の大商社であったようである。

ボウズンキットの手記は一七九四年から一八一〇年のマニング商会の様子を物語る^③。このころ同社の資本金は四万ポンド、年利益は二万ポンドで非常に繁栄していた。また同社は「預金銀行 a house of deposits」でもあり、預金を預かって一〇%の金利で貸し付けていた。後に見る破産史料によると同社の預金金利は5%だったので、この貸付業務で貸付金利と借入金利の差額の5%の収入を得ていたことになる。

しかしボウズンキットは、マニング商会を「非常に不安定なビジネスであった」と評している。その理由は、先代のマニングが資金の大半を事業から引き上げ二人の娘に与えたため、当主のマニングは資本をほとんど持たず、またアンダーソンも資本を持っていないためであった。ボウズンキットの表現では「この商会の名目の資本金は四万ポンド」であり、マニング氏は西インド領地などの私財を持っていたのに、「決して彼の出資額は完納されなかつた」。このように資本金が満額存在しない一方で、取引先のプランターへの貸付は二〇万ポンドに達していた。自己資本が不十分なM&A社は、借入や預金など他人資本に著しく頼ってこれらの巨額の融資を行っていたといえる。従って融資先のプランターが返済不能になれば、M&A社も即座に預金者に対して支払い不能になる構造だった。

ボウズンキットの手記は、彼がM&A社破産で大きな損失を被った後に書かれており、批判的にすぎる可能性もあるが、それでもM&A社の破産原因を考える上で重要な証言と考えられる。

（三）破産前の事業の状況

次に破産史料から破産前の事業内容と経営の状況を確認する。

イギリスでは破産の法的処理は一五七一年から一八三一年まで大法官府裁判所に所属する破産委員裁判所に委任されていたが、一八三一年破産裁判所法制定後これは破産裁判所として常設化された。現在破産委員裁判所及び破産裁判所の史料はイギリス公文書館でB1122というカタログ記号のもとに保管されているが、このうちB122が審査や宣誓供述など具体的な破産処理手続の過程で生じた書類である。M & A社破産に関わる文書はB37626、日付は一八三一年九月六日から一八三七年四月二九日にわたる。M & A社の破産は新体制実施の直前であったため、旧体制で処理されている。この破産史料にはM & A社のパートナー及び従業員の供述、破産時M & A社が保有していた動産・不動産の明細、債権者と債務者の名簿が含まれており、それらから破産前の経営状況が推定できる。

まず従業員の未払い給与の債権申し立てに関わる供述を見ていくと、同社の社員構成及び担当業務が明らかとなる。最古参の主席従業員は、三八年同社に勤めたというリチャード・ランガムである。彼の担当業務は「ウイリアム・マニングとJ・L・アンダーソンの名前で行われる保険引受業」とその他の会社の全般的業務で、これに対し固定給年二〇〇ポンドを得ていた。彼はこれ以外に西インド生産物の仲買業務を行い、歩合給を年二五〇—五〇〇ポンドほど得ていた²⁷⁾。次に、固定給年六〇—三四〇ポンドの書記職七名がおり、常勤の御者と従僕が各一名いた。このほか同社から定期的な給与を得ていた者としては、ウイリアム・プリングハーストがいる。彼は船長としてM & A社の船荷の輸送に二八年以上あたってきたが、引退後は月八ギニー（年収約二五〇ポンド）でロンドン港で同社船舶の艀装にあたった²⁸⁾。またプランテーシヨンのマネージャーとしてジョージ・ステイブンスが現地に派遣されており、固定給年三〇〇ポンドで農地経営・砂糖生産の指導にあたった²⁹⁾。

表1① M&A社が所有していた西インド・プランテーション (£)

プランテーション名	所在地	簿価	抵当権者	競売の年月日	売却価格	奴隷賠償金
Estate of the Late Patrick Birke	St. Kitts	21,782	Smith, Payne&Smiths	1835年 1月22日	不明	
Oliver's Estate	St. Kitts	8,783	John Proctor Anderdon	1832年11月10日	3,500	
Phipps's Estate	St. Kitts	7,200	Edward Hyde East	不明		
Parry's Estate	St. Kitts	10,397	なし	1837年 1月	5,500	
Morne's Estate	St. Kitts	11,931	Harman, Baring & Others	1835年 1月22日	3,920	
Spooner's Estate (Nichola + Cayon)	St. Kitts	17,155	Harman, Baring & Others	1835年 1月22日	5,300	
Woodley's Profit Estate	St. Kitts	27,038	なし	売却されず		666
Seaforth's Estate	Antigua	12,325	John Proctor Anderdon	1836年 2月 1日	3,000	
Little Duer's Estate	Antigua	4,882	Freeman Anderdon	不明		
Morning Star Estate	Nevis	23,790	Lord Feversham	抵当権者に譲渡(1837年 6月)		
Powell's Estate	Nevis	3,392	Bosanquet & Company	売却されず		698
Brechin Castle Estate	Trinidad	41,393	Smith, Payne & Smiths	1835年 1月22日	不明	
Orange Valley Estate	Trinidad	34,764	Smith, Payne&Smiths	1835年 1月22日	不明	
Negro Bay *	St. Croix	25,000	John Proctor Anderdon	1836年 2月 1日	5,350	
合計		249,832				1,364

*Negro Bay は会社の所有ではなく、William Manning の個人資産。

B3/3626 The National Archivesより作成

表1② M&A社が借地権を持っていた西インド・プランテーション (£)

プランテーション名	所在地	簿価
Bourryan Estate	St. Kitts	3,900
Greenland Estate	St. Kitts	1,516
Brisco's Estate	St. Kitts	9,583
Blake's Estate	Montserrat	1,389
Gateway's Estate	Montserrat	2,553
合計		18,941

B3/3626 The National Archivesより作成

表1③ M&A社が抵当権をもっていた西インド・プランテーション（£）

プランテーション名	所在地	転抵当権者	M & A 社の 抵当権 の債権金額	売却価格	奴隷賠償金
Johnson's Estate	St. Kitts	Robert Holford	不明	売却されず	2,797
Stone Castle Estate	St. Kitts	Robert Holford	不明	売却されず	950
Estridge's Estate	St. Kitts	Smith, Payne & Smiths	10,916	1,420	
Cuninghame's Estate	St. Kitts	Smith, Payne & Smiths	6,473	520	
the Late Joseph Rawlins' Estate	St. Kitts	なし	4,038	不明	不明
Mardenborough's Estate	St. Kitts	Robert Holford	3,386	売却されず	1,117
Belle Tete Estate (H.R.Semper's Estate)	St. Kitts	なし	7,210	売却されず	3,749
J. W. Maynard's Estate	Nevis	Robert Holford	5,345	不明	不明
Big Duer's Estate	Antigua	Robert Holford	12,782	不明	不明
Carlisle's Estate	Antigua	Robert Holford	5,794	売却されず	5,523
合計			55,944		14,136

B3/3626 The National Archives より作成

表2① 債務者

	債務額	推定される債務者・債務の性質
西インド・プランターと推定される者(83名)	167,655	借り入れ
ロイズを住所とする者(12名)	145	保険引受人 保険料
John Lavicant Anderdon	4,310	資本金未納分
Benjamin Vaughan	124	元パートナー
そのほか(216名)	15,161	ロンドン商人・製造業者
合計	187,395	

B3/3626 The National Archives より作成

以上は、同社が通常の委託代理商業の他に、保険引受業を行い、船主でもあったこと、砂糖生産にも直接携わっていたことを物語る。保険業務については、当時ロイズの規定により保険引受人は個人でなければならなかったが、同社はパートナーの名前を使いつつ、事実は会社の業務として保険引受業を行っていた。

破産時M & A社が所有・管理していた動産は、大樽約七〇〇個と中樽五三〇個の砂糖、大樽約五〇〇個のラム酒、大樽二八個のモラセスと、三隻の船の部分所有権（各五分の一、四分の三、

表2② 西インド・プランターと推定される者（83名）のうち1000ポンド以上の債務者（24名）

住所	氏名（領地名）	債務額(£)
Antigua	故John Duerの領地	12,782
Antigua	故Lady Lavingtonの領地	5,794
Grenada	Mount Horne Preasant Estate	6,000
不明	Anthony Cunningham	6,473
Nevis	Josiah W. Maynard	5,345
St. Kitts	J. H. Rawlins's Camp Estate	14,446
St. Kitts	Sledman Rawlins	13,109
St. Kitts	John Estridgeの遺言執行人	10,916
St. Kitts	John H. Rawlinsの領地	18,281
St. Kitts	Joseph Rawlinsの領地	4,038
St. Kitts	George W. Mardenborough	3,386
St. Kitts	Belle Tete Estate	7,210
St. Kitts	Nicholas Henry	1,463
St. Vincent	Akers's Estateの判決債務	3,509
Trinidad	Francis Bickley	2,896
Trinidad	William Hewitson	3,475
Trinidad	Alexander Macwilliamの遺言執行人	3,548
Trinidad	Malgretout Estate	1,094
Trinidad	Saint Clair Estate	5,165
故人・住所空欄	Justin Casamajorの領地	7,485
故人・住所空欄	Hangerford Spooner	6,046
故人・住所空欄	Robert Tuiteの領地	4,691
故人・住所空欄	William Woodleyの遺言執行人	1,134
故人・住所空欄	Woodley が設定した抵当権の利子支払い延滞分	8,580
	合 計	156,866

B3/3626 The National Archives より作成

四分の二）であり、これからも同社が砂糖等の委託販売商及び船主であったことが解る^⑧。次に不動産の明細は、M & A社が所有していたもの（表1①）、賃借していたもの（表1②）、抵当権を持っていたもの（表1③）に分類されている。表1①はM & A社が簿価約二万ポンドの西インド領地を所有し、②は二万ポンド近くを賃借していたことを示す。以上のプラン

表3① 債権者

債権者		債権総額（£）	推定される債権の性質
抵当権者		138,750	貸付
一般債権者	西インド・プランターと推定される者	15,637	口座残高
	ロイズが住所地の者	3,461	保険引受人の保険料
	船・船主	3,321	フライト料
	従業員	4,423	給与未払い分+預金・前貸し金
	その他 (商人、預金者・投資家、不明分)	208,780	商人…商品代金未払い分 預金者・投資家…預金・投資金
合計		374,372	

B3/3626 The National Archives より作成

テーションには約四三〇〇人の奴隷がいた。また③は、M & A社が他のプランターにプランテーションを担保に約五万六千ポンドの貸付をしていたことを示している。

次にM & A社の債務者と債権者のリストを分析する。このリストは住所氏名しか記載していないが、債権者の一部については宣誓供述が残っていて職業や債権の内容がわかる。他方債務者の供述は一切なく、その職業や債務の内容は住所氏名から推測するほかない。

まず債務者全体の状況を表2①に示す。債務者総数は三二三名で、彼らがM & A社に負っていた債務総額は約一八万八〇〇〇ポンドである。このうち住所から西インド・プランターと推定される者は八三名、その債務総額は約一六万八〇〇ポンドで全債務の九〇%近い。つまり債務のほとんどがプランターの借金だった。また彼らのうち千ポンド以上の債務を持っていた者を表2②に示すが、これを見ると一部のプランターが巨額の債務を負う構造になっている。

表2①にもどる。他の債務者で職業が推定できるのは、ロイズ・コーヒー・ハウスを住所とする一二名、債務総額一四五ポンドのグループである。彼らは保険引受仲介業者であり、債務の内容は保険料の未払い分と考えられる。J・L・アングードンの債務は出資金の未納分と思われる。

次に債権者全体の状況を表3①に示す。債権者は総勢三八三名で債権総額は三万四三七二ポンドに上る。債権者は抵当権者と一般債権者に大別される。抵当

表3② 抵当権者

抵当権者	職業	間柄	債権額 (£)	貸付を行 った時期	担保物件
Abel Smith/Smith Payne & Smiths	銀行	姻戚	51,309	1823年11月	Combe Bank, Kent, England Brechin Castle Estate, Tri- nidad Cunningham's Estate, St. Kittsの抵当権
				1829年4月	Estrage's Estate, St.Kittsの 抵当権
				1830年5月	Birke's Estate, St. Kitts
				1831年5月	Orange Valley Estate, Trinidad
John P. Anderdon	商人	パートナ ーの父	15,000	1831年7月	Seaforth's Estate, Antigua Oliver's Estate, St. Kitts
				1831年8月	Negro Bay Estate, St. Croix
Sir J. B. Bosanquet	法曹	元パートナ ーの親族	5,120	1831年3月	Spooner's Cayon Estate, St. Kitts Spooner's Nichola Town Estate, St. Kitts Mor- ne's Estate, St. Kitts
Sir Edward Hyde East	下院議員	友人	4,446		
Alexander Baring	銀行・ 下院議員	特になし	5,119		
Jeremiah Harman	銀行	特になし	5,102		
John Pearse	銀行・ 下院議員	特になし	5,000		
Charles Bosanquet	商人	元パートナ ー	11,111	不明	Powell's Estate, Nevis
Freeman Anderdon	不明	親族	11,131	不明	Little Duer's Estate, Antigua
Lord Feversham	政治家	友人	5,000	不明	Morning Star Estate, Nevis
Robert Holford	法曹	元パートナ ーの姻戚	20,412	不明	Johnson's Estate, Stone Castle Estate, Mardenborough's Estate, J. W. Maynard's Estate, Big Duer's Estate, Carlisle's Estateの抵当権
合計			138,750		

B3/3626 The National Archives yoriより作成

権者の詳細は表3②に示したが、彼らのほとんどは本章第一節で紹介したマニング家の縁者である。アベル・ミスはマニングの義理の甥^④、ジョン・プロクター・アンダーソンは元パートナー兼現パートナーJ・Lの父、フリーマン・アンダーソンはJ・Lの弟、チャールズ・ボウズンキットは元パートナー、ジョン・バーナード・ボウズンキットはその兄、ロバート・ホルフォードは彼らの義兄である^⑤。エドワード・ハ

イド・イースト^⑥、ファヴァーシヤム卿^⑦はウイリアム・マニングと親しい友人であった可能性がある。ジェレミア・ハーマン^⑧、アレクザンダー・ベアリング^⑨、ジョン・パース^⑩は、ジョン・バーナード・ボウズンキットとエドワード・ハイド・イーストの銀行兼保証人として債権者となったものだが、いずれもロンドンの銀行家で、下院議員あるいはイングランド銀行重役であり、マニングと知人であった。

以上の抵当権者の債権総額は約一四万ポンドで、全債権のうち約四割を占める。その担保は、表1①・③に記載のM & A社所有のプランテーション及び抵当権のほぼ全てと、イングランドのマニングの自宅、コウム・バンクであった。これら担保のうち西インド・プランテーションの価値は、表1①・③の簿価の合計では約三〇万ポンドだが、後述するように当時は西インド不動産の相場は半額以下に下落していた。コウム・バンクの価値は約三二〇〇〇ポンドだったので、担保物全部の実質価値は多くとも一七万ポンド程度だった。M & A社はこれらを担保に一四万ポンドを借り入れていたので、すでに担保価値の満額近くまで抵当権を設定しつつあったといえる。また興味深いのは借り入れの時期である。一八二三

年頃から急速に増大し、破産前半年間に特に集中している。

次に一般債権者について検証するため表3①にもどる。一般債権者の一部しか供述を残していないので職業・債権の内容は十分確認できないが、西インドを住所地とする者、ロイズを住所地とする者、船・船主、従業員はグルーピングが可能である。西インドを住所地とする者はプランターで、彼らの債権はM & A社に預けていた預金の残高と推測できる。彼らの債権総額は一万六千ポンドを下回っており、先述したプランターの債務一六万八千ポンドと比べると一〇分の一以下である。これからもプランターが本国貿易商に対して大幅な債務超過であったことは明瞭である。

その他の債権者に関しては、供述等が残っていて職業・債権の内容が確定できる者について表3③、表3④を作成した。表3③には投資家・預金者と推定されるもの、④には取引先の商人・製造業者と推定されるものを集めた。

表3③の投資家・預金者は、貴族・地主、未亡人・独身女性、軍人、法律家、聖職者、商人等イギリスの上流・上層中

表3③ 一般債権者（預金者、投資家）

名前	職業	住所（通り名のみ のものはロンドン）	債権額 £	債権の内容
Duke of Buckingham	貴族	Stowe	1,125	預金・前貸し金
Sir Fitzroy Jefferies Grafton	従男爵	Cadogan Place	15,047	預金・前貸し金
Sir Wastel Brisco	従男爵	Crofton Hall, Carlisle	1,638	預金・前貸し金
Sir William Payn Galloway	従男爵 軍人	Landguard, Fort, Suffolk	329	預金・前貸し金
Sir Claudius Stephen Hunter	従男爵 事務弁護士 ロンドン市長（William Manning英の兄弟）	Berkshire	2,058	預金・前貸し金
Francis, Thomas & Ann Mcmahon (Rebecca McMahonの遺言執 行人)	独身女性など	Middlesex	4,479	預金・前貸し金
Elizabeth Emma Dassie	未亡人	Middlesex	234	預金・前貸し金
Mrs. Yonge	未亡人	Boddlhyddan, Wales	703	預金・前貸し金
Cecilia Blake	女性	Brighton	1,065	預金・前貸し金
Catherine Stapletonの相続人	不明	Combermere Abey	1,413	預金・前貸し金
Sir William Gossett	大佐	Dublin (駐屯中)	407	預金・前貸し金
John Richard Delap Tollemache	海軍提督	Piccadilly	3,752	預金・前貸し金
Colmel Austen	大佐	Kingston	5,000	預金・前貸し金
Bishop of Winchester	主教		630	預金・前貸し金
James Mahon	エスカイア	Paris	12,140	預金・前貸し金
Hinton East	エスカイア	Frankfurt am Main	2,242	預金・前貸し金
Richard Scot Byam	エスカイア	Bath	247	預金・前貸し金
Benjamin Stead	エスカイア	Middlesex	4,503	預金・前貸し金
Alexander Mathew	エスカイア	Shropshire	1,157	預金・前貸し金
George Stanley Cary	エスカイア	Follaton, Devonshire	2,567	預金・前貸し金
Stanley Caryが設定した婚資の管 財人	エスカイア	Lincolns Inn	1,000	預金・前貸し金
William Bertie Wolseley	エスカイア	Devonshire	3,489	預金・前貸し金
John Lee	ジェントルマン	Middlesex	1,006	預金・前貸し金
Logan Michell	エスカイア	Middlesex	4,034	預金・前貸し金
John Savage	エスカイア	Madras	1,285	預金・前貸し金
故William Manningの管財人	M&A社元パートナー	故人	8,040	預金・前貸し金
Phelps 氏家族の管財人	ワイン商	Madeira	7,058	預金・前貸し金
Charles John Manning	商人	New Bank Building	1,843	預金・前貸し金
Sir James Larocheの管財人	ブリストル奴隷商人	故人	15,975	預金・前貸し金

B3/3626 The National Archivesより作成

産階級全般にわたっている。詳述は省くが、これらの中にはかなり有名な人物も含まれている。またかつて西インド・プランターであった家系も多い。例えばキャサリン・ステイプルトンはセント・キッツ、ネヴィス、アンティグアのプランターの相続人、ヤング夫人もその関係者である。^⑬

他方表^⑭④では、砂糖ブローカーや精糖業者がM & A社に資金供与（あるいは砂糖代金の前納）をしていたことが解る。その他の債権は、西インドや船舶で必要とされる様々な物資（桶、樽、車輪、石灰、船用ろくそく、帆布、鉄具、ピスケット、食料、医薬品、蒸留酒、ワイン、油、ガラス、石炭、輸送器具、文具書籍、チーズ、ニシンなど）などを扱う商人・製造業者、港湾埠頭の倉庫業者などの商品代金の未払い分が主なものである。

以上に見てきた破産前のM & A社の経営状況は、同社が第一章で見たような典型的な破綻のシナリオをたどっていたことを物語っている。すなわち、同社は一般の有産階級から資金を預かり西インド・プランターに融資していたが、プランターの多くが大幅な債務超過に陥り、債権の回収は非常に困難になっていた。他方でM & A社は自己が保有するプランテーションを担保として銀行や資産家から巨額の借り入れを行っていたが、この借り入れは破産直前には担保の実質価値の満額近くに達していた。こうした状況下、M & A社の資金繰りは非常に厳しくなっていた。

最後に、先述したピニーが破産直前のM & A社について興味深い証言を残している。

ピニー商会はM & A社と同様プランター出身の貿易商だったが、一八〇〇年代までに先祖から相続した領地は全て売却していた。しかしその後一八二〇年代には、ピニー商会は抵当流れなどで再び多数のプランテーションを保有していた。当時の経営者チャールズ・ピニーは西インド經濟の先行きを絶望視しており、相当な損失を伴ってでもこれらのプランテーションを売却しようと考えていた。実際彼は、一八二九年以降簿価を大きく下回る価格でプランテーションを次々と売却していく。^⑮しかし当時M & A社は、チャールズ・ピニーとは正反対の方針をとり、積極的にプランテーションを購入していた。ピニーは一八二八年ネヴィス島の領地を視察した折、以下のように書く。

表3④ 一般債権者（商人等）

名前	職業	住所(通り名のみのもはロンドン)	債権額 £	債権の内容
Thomas Banning	精糖業	Tower St.	5,459	前貸し金
Samuel Dixon	砂糖ブローカー	Tower St.	20,497	ブローカー料+前貸し金
E.B.Kemble	砂糖ブローカー	Mincing Lane	5,404	前貸し金
John Dixon	西インド向け必要物資販売	Fenchurch St.	8,361	商品代金
John Banning	ワイン商	Mincing Lane	3,007	前貸し金
William Phelps	ワイン商	Billiter Sq.	1,238	商品代金
Charles Morrice Hullah	ビスケット・ベーカリー	Wapping	1,035	商品代金
John Fulham Turner	船ろうそく商	Wapping	1,899	商品代金
Joseph Mills	樽商	Poplar	2,537	商品代金
			2,091	前貸し金
Charles Dauvers	鉄器商	Cheapside	275	商品代金
Warren Stormes Hale	獣脂ろうそく商	London	662	商品代金
Pike Channel	帆布メーカー	London St.	41	商品代金
Samuel Pegg	鋳鉄メーカー	Southwark	49	商品代金
Thomas Foster	鉄器商	London	3,110	商品代金
Edward Harley	鉄器商(卸)	Bristol	571	商品代金
James Protheroe	桶商	Bristol	163	商品代金
Charles Rogers Cotton & Edward Morgan	樽商	Samisbury Lane	868	商品代金
John Cooper	革大工	Southwark	59	商品代金
William Houghton	文具・書籍商	New Bond St.	154	商品代金
Thomas & George Elliot & Alex. Gordon	医薬品販売	Oxford Court, Common St.	235	商品代金
Nevil Reid & Co.	ワイン商	Suffolk Lane, Cannon St.	63	商品代金
Henry Powell Lawrence	油商	Poultry Lane	97	商品代金
Robert Elliot	ガラス商	Fenchurch St.	25	商品代金
Richard Hewitt	石炭商	Upper Thames St.	122	商品代金
Joshua Richard Wilkinson	さび止め塗料販売	Upper Thames St.	17	商品代金
Edward Newnham Winstanley	医薬品販売	Poultry Lane	66	商品代金
Thomas Scrutton & Thomas Urguhart	ニシン商	St. Michael's Alley	221	商品代金
John Newbald	たが製造	Horsleydown, Middlesex	299	商品代金
Michael Pass	石灰製造	Surrey	299	商品代金
Thomas Saunders	水車工場機械製造	Southwark	349	商品代金
Charles Hope	タイル製造	Upper Clapton, Middlesex	202	商品代金

John Nesbitt	食料品商人+保険引受人	Mincing Lane	603	商品代金+保険料
George & Henry Knutt & Edmund Darby	倉庫業者	Lime St.	114	倉庫代金
William Fly	船主	London St.	290	輸送料
John Smith	船主	Leith	578	輸送料
Samuel Boddington & George Adam Davis	西インド商人+船主	St Helen's Place	216	輸送料+保険金
Thomas Heaven	商人	Bristol	200	保険金 (William Manning個人に対して)
Thomas Heaven	商人	Bristol	163	保険金 (J.L. Anderson個人に対して)
Nathaniel Harden	食料雑貨商(卸)	Thames St.	4,620	プランテーションの代金

B3/3626 The National Archivesより作成

「この嫌悪すべき地方に要する費用や苦悩は膨大だ。私は自分たちがこれから完全に脱出するのを願っている。(中略) 私の意見は他の人とは違っていることだろう。というのは、私は、マニング氏の商会がセント・キッツ島でたくさんの領地を借りたり購入しているのを、目の当たりにしたからである。彼らはこの投機に多大な金額を使っている。彼らの購入の大半は妥当な条件で行われているが、もしこの会社の誰かが現地の状況を判断しに出張していなかつれば、彼らは相応な損失を被るかもしれない。私は、ネヴィス島のある領地に関してはマニング商会が支払った費用は一シリングだつて戻つてこない」と、敢えて予言しておく。」
(一八二八年六月)^⑧

このピニーの証言が正しいとすれば、先に見た一八二〇年代のM & A社の借り入れの急増はこのプランテーションの大量購入のためだったとみていいだろう。この行動は、M & A社がピニーとは異なり西インド経済の回復を期待していたことを示している。積極的にプランテーションを購入することで景気を下支えし、回復を誘導しようとしていたともいえる。しかし同社のこの判断は間違っていた。英領西インド経済は再起不能であり、ピニーのようにできる限り急いでプランテーションを売却し英領西インドと手を切ることこそ正しい選択だったのである。しかし、西インド貿易商最大手でありセント・キッツ島最大の地主でもあったM & A社には、そうした選択は不可能であったのかもしれない。同社は、むしろ西インド経済の回復のため社命をかけたのである。

以上M & A社が最大手かつ典型的な西インド貿易商として一九世紀前半の西インド不況期経営を行っていたこと、不況が深化する過程で西インド経済に追加投資を繰り返す選択を行い、その結果奴隷解放時には西インド経済の苦境をもっともよく体現するような経営破綻に陥っていく過程が明らかになったことと思う。それでは次章で、このM & A社の破産が投資家にとどのように受け止められたか、投資家が債権を回収していく過程でどのような問題が生じたか、奴隷賠償金が債権回収において果たした役割はどの程度のものであったかを、検証する。

- ① *Catholic Encyclopedia*, <http://www.newadvent.org/cathen/index.html>
- ② “Benjamin Vaughan”, *The History of Parliament. The House of Commons 1790-1830* (2nd HC1790-1830), vol.5, pp.442-3.
- ③ *London Gazette*, 17th, May, 1794, p.457.
- ④ Walter E Minchinton, “Introduction”, *The Hobhouse Papers 1722-1755. Letters and Other Papers of Isaac Hobhouse & Co., Bristol Merchant*, 1967.
- ⑤ *London Gazette*, 1st, May, 1810, p.650.
- ⑥ ホンセンキョウ家のゴシップ *Grace Lawless Lee, The Story of the Bosanquets, Canterbury*, 1966. 拙稿「十八世紀のロンドン商人ホウセンキョウ家の事業展開」『史料』七八(五)一九九五年九月。
- ⑦ *London Gazette*, 4th, May, 1816, p.831.
- ⑧ Sir John Clapham, *The Bank of England. A History*, Cambridge, 1970 (first published 1944), 2 vols. Vol.1, pp.163-4.
- ⑨ H.T. Easton, *The History of a Banking House. Smiths, Payne & Smiths*, London, 1903, p.16.
- ⑩ プリンズの息子ケンリ・エドワーズ (プリンズ枢機卿) とウィルバーフォースの息子サミュエルケンリは牧師ジョン・サーントントーの三人の娘と結婚し、義兄弟になった。
- ⑪ David Newsome, *The Parting of Friends: the Wilberforces and Henry Manning*, Michigan, 1993 (first published 1966), p.3. ウィルバーフォースのプリンズの手紙で扱われるのが以下に所収されたもの。
- ⑫ Robert Isaac & Samuel Wilberforce eds., *The Life of William Wilberforce*, 5 vols. London, 1838, vol.1, pp.330-332.
- ⑬ Lee, *op.cit.*, p.32. ただしゴシップ後の職業は法廷弁護士になった。
- ⑭ “William Manning”, *HC1790-1830*, vol.4.
- ⑮ “Henry Edward Manning”, *Dictionary of National Biography* (DNB), Oxford, 1995.
- ⑯ “Henry Edward Manning”, *Catholic Encyclopedia*.
- ⑰ “William Manning”, *HC1790-1830*, vol.4.
- ⑱ *Parliamentary Debates*, vol.12, pp.649f., 662.
- ⑲ Charles Bosanquet, *A Letter to William Manning Esq. M.P. on the Causes of the Rapid & Progressive Depreciation of West India Property*, 10th, January, 1807.
- ⑳ *Parliamentary Debates*, vol.11, p.610, vol.13, p.606.
- ㉑ West India Committee. *西インド・プランター及び貿易商の業界団体*.
- ㉒ Ragatz, *op.cit.*, pp.411-421.
- ㉓ Richard Pares, *op.cit.*
- ㉔ Pinney Letter Book No.1-21, Pinney and Tohn Letter Book

No.37-42, Pinney West Indies Document, Pinney Papers, Library of Bristol University. 筆者の調査結果については前掲の拙稿（二〇〇五年）。

②⑧ Pinney Letter Book, no.4には一七七七年八月、no.5には八一、八一二年、Pinney and Tobin Letter Book, no.37には八六年の William Manning (先代) 宛 Manning & Vaughan 宛の送信文書があり、以下との内容にふれられている。

②⑨ Pares, *op.cit.*, p.201.

②⑩ *Autobiographical Sketch Written by Charles Bosanquet 1 after 1838 (ends 1810)*, in Lee, *op.cit.*, pp.149-158.

②⑪ B3/3626-3629, The National Archives. ページ数がいろいろなるので、以下に引用を示すものは可能な限り供述人、日付を記載するが、不明な場合もある。

②⑫ Richard Wrangham, 21st, December, 1831, 7th, January, 1832, B3/3627.

②⑬ William Billinghamurst, 21st, December, 1831, 7th, January, 1832, B3/3627.

②⑭ George Stevens, 7th, January, 1832, B3/3627.

②⑮ B3/3626.

②⑯ Petition of Assignees, 5th, December, 1831, B3/3627.

②⑰ 債務者、債権者の人数、金額は一八三二年一月二日時点のものである。これらの数値は追加申告や修正等があるため時期によって異なる。

②⑱ ただしイギリスを住所地とする者の中にもフランターやその未亡人・子孫は多くいたと思われる。

②⑲ 生没年1788-1859。第一節で述べたウィリアム・マニング妻の父とは別の人物。

②⑳ Lee, *op.cit.*, p.82.

②㉑ "Edward Hyde East", *HCI790-1820*, vol.3.

②㉒ Lord Feversham, "Charles Duncombe", *HCI790-1820*, vol.3.

②㉓ Jeremiah Harman, Sir John Clapham, *op.cit.*, vol.1, pp.177, 188, vol.2, pp.25, 27&c.

②㉔ "Alexander Baring", *HCI790-1820*, vol.3.

②㉕ "John Pearse", *HCI790-1820*, vol.4.

②㉖ 本稿六〇頁。

②㉗ 本稿六一頁。

②㉘ Stapleton-Cotton manuscripts, Bangor University のホームページの解説を参照。

②㉙ *Ibid.*, pp.295, 308-315.

②㉚ *Ibid.*, pp.310, 311.

三 破産処理と奴隷賠償金

(一) 破産処理の方針

M & A社は一八三二年八月三〇日に支払を停止し、九月五日に破産裁判所に破産を申し立てた。翌六日から同裁判所は

同社の破産処理手続を開始した。またこの日同裁判所は、ロンドン・ガゼットにて、九月二三日、二一日、一〇月一八日に開廷して破産者の全動産・不動産の開示、債権申し立ての受付を行うこと、この間に破産者の尋問を終了すること、九月二一日にアサイニー^①を選任すること、破産者に債務を持つ者は以後破産者に返済せず裁判所の代理人に連絡をとるべきことを掲示した。^②

破産史料では、確かにこの三つの日付を中心に債権の申し立てが行われ、二一日にはそれまでに現れた債権者で債権額が一〇ポンドを超える一般債権者から、ジョン・ディクソンとネヴィル・レイド、リチャード・ランガムの三名のアサイニーが選出された。ディクソンは西インドに送付する食料などの必要物資の販売主で債権は八、三六一ポンド^③、ネヴィル・レイドはワイン商かつ保険引受人で債権は一三三ポンド^④、最後のランガムは先述した同社の従業員で債権は七三八ポンドであった。^⑤

この間破産者の代表としてJ・L・アンダーソンが供述を行った。これを受けて、破産者の従業員ウィリアム・ピリングハースト、西インド貿易の事情通のロンドン商人のヘンリ・デイヴィドソン^⑥、やはり従業員でアサイニーの一人であるリチャード・ランガムが供述を行うが、いずれもアンダーソンの供述を支持している。^⑦

アンダーソンの供述の主要部分は、以下のようである。

「前記の領地(M & A社所有不動産)のいずれも現在販売することは、不可能ではないにしろ、非常に困難である。(中略)そのような販売は現時点では、非常に大きな損を出すか、投げ売りでしか行うことができないと、証人は考えている。」

「全ての西インド領地の耕作と経営においては、一定量の必要物資がイギリスから送られることが必要で、過去何年間もこうした物資を送ることが同社の慣習となっていた。また現地マネージャーが植民地現地で他の物資を取得するため出費することも、同社の慣習だった。この出費は、ヨーロッパ以外の地域に送られて販売されるラム酒などの商品の売上によって一部は支払われたが、残りは島での支出という勘定項目で同社宛の為替手形によって支払われていた。」

「これらの領地に向けて必要物資が送られるべき季節は、通常の事業運営では二月以前であり、そうした物資が送付されなければ、マネージャーは領地を放棄するか、島で必要物資を確保しなくてはならない。もし前者の手続きがとられたなら、黒人や家畜は飢餓に陥り最も悲惨な状態になるだろう。またマネージャーが現地で必要物資を確保しようとすれば、非常に値上げされた価格で購入することになり、奴隷や家畜の一部を売ったり、生産物を抵当に入れなくてはならないだろう。もしこのどちらかの方法をとって必要物資を送らなかつたなら、近い将来領地がほぼ完全に破滅することは避けられない。」

「必要物資を送りしばらくの間領地を適切に維持管理することで、領地を売却したり、抵当権を回収・売却する機会が提供されるだろう。それこそが最も破滅的な投げ売りや損失なく、財産を売却し金銭を回収する望みが僅かでも持てる唯一の方法であると、証人は考へる。」

「こうした必要物資を送付したり、島から振り出される手形を引き受けるために、アサイニーが資金を前貸しするなら、その資金はこれらの領地の収穫物・生産物から支払われるべきだし、それが支払いに満たない場合これらの領地の動産や家畜から支払われるべきなのは、疑う余地のないことである。」^④

以上の供述の主旨は、①現在西インドの領地の売却は不可能に近いこと、②領地経営のためにはイギリスから必要物資を送付したり、現地で購入される物資の手形をイギリスで引き受ける必要があること、③必要物資が一二月中に送付されないと奴隷の飢餓など悲惨な状態が生じ、領地全体が破滅すること、④従って当面必要物資を送り領地経営を続け、売却のタイミングを待つことが債権回収のため最上の策であること、⑤アサイニーに必要な経費を破産財団（破産者の財産）から支出する権限を付与すべきであることである。

これに対し、ピリングハーストは「必要物資を送付し領地の耕作を続けることが、現在の状況下で行いうる債権者にとつての最も有利な方法である。」^⑤と同様の見解を示し、デイヴィドソンも「ピリングハースト氏と同意見」であった。またランガムも、アンダードンの供述が事実の正確な陳述であると保証する。

ランガムだけでなく、アサイニーは全員アンダーソンと同様の見解に達していた。不動産価格の下落、現在の売却の困難さ、必要物資送付の緊急性について、彼らは以下のように述べる。

「前述の破産者が所有権を持っていた領地、あるいは抵当権設定で持っていた領地、そして借地は、全部で三一あり、破産者の帳簿によるとそれは合計約三二〇、〇〇〇ポンドの費用がかかっていた。これらは、現在の西インド資産の不況の状況下では、約一五〇、〇〇〇ポンドに評価される。(中略)破産者の領地は妥当な条件で売却できる機会が生じるまで手元に置いておくのが、債権者の利益である。」

「西インドの領地は製造工場のような性格を有しており、操業に多大な支出を伴う。(中略)これは突然やめることのできない事業である。なぜなら支出の大半は奴隷の扶養のための費用からなっており、省くことはできないからだ。(中略)奴隷の扶養のための食料と衣料品はイングランドで毎年破産者が購入し毎年一月末に島々に送付されていた。また毎年石炭や煉瓦、サトウキビ栽培と砂糖製造に必要な用具がイングランドから送られていた。これらは大半がイングランドでしか手に入れることができない。もしこの必要物資が送られなければ、奴隷とその家族は最大限の欠乏にさらされる。現地で購入できる食料は途方もない価格でしか買えない。」^⑩

不動産の大半を差し押さえている抵当権者の多くは、担保物件を購入することも必要物資を供給することも拒否していた。従ってアサイニーはほとんどの領地の経営を引き受けざるを得なかったが、これらの領地経営を引き受けることは、「彼らに依存する四千人以上の奴隷を抱えるプランター」となり、「三〇以上もの様々な領地の家畜・備品・砂糖工場からなる高額の財産」の責任を引き受けることを意味していた。従って、彼らとしては、領地経営の過程で彼らが「支払う金銭や被る債務全ては、この財産から得られた最初の資金から支払われ提供される」保証を得ることが最も重要だった。アサイニーは一月二三日最初の債権者集会で、以上の方針と、領地の経営・耕作のため「破産者の一名を雇用し、彼に管財人が適切、合理的と判断するように給与等を支払うこと」について債権者の判断を仰ぎ、全会一致の同意を得た。^⑪

この一方でアサイニーは、大法官に請願を行う^⑩。この中で、アサイニーは、新破産法が議会で可決され、翌年から公的管財人が任命され破産財団を管理すること、破産財団はイングラント銀行の大法官裁判所主計局長の口座に納入されることとなったことに対して不安を述べ、M & A社の財産に関しては、アサイニーが売却まで領地の経営・耕作、必要物資購入・供給を行い、これら領地の収穫物全てを受け取り販売すること、以上のためにアサイニーが行った支払いは全てこれらの売上や破産財団から支出することを認めるよう懇請している。

以上の請願は許可されたようであり、アサイニーは一八三二年一月から破産財産の経営を開始した。アサイニーはM & A社が貸借していた領地については、借地権を放棄して返却した^⑪。またSPS社とジョン・プロクター・アンダーソンが抵当権を有していたプランテーションは、彼らが独自に管理しようである。アサイニーは、領地マネージャーとしてはJ・L・アンダーソンを選任し、彼に年九二四ポンドの給与を支給している。^⑫

（二）破産財団の運営一八三二—一八三五年

アサイニーは一八三二年一月、三五、七六五ポンドの残高で破産財団の管理運営を開始し、一八三六年一月三一日でいったん帳簿を残高四〇、四七九ポンドで閉じた。従ってこの四年一ヶ月に四、七一四ポンドの黒字が生じたことになる。

この間一八三二年にはオリヴァー領地が売却される。一八三三年二月には破産裁判所の命令による競売でエストリッジ領地とカニングガム領地が売却され、七月にはマニングの自宅コウム・バンクが二、二〇〇ポンドで売却されている^⑬。また一八三五年一月二二日にも、パーク領地、スプリーナー領地、モーン領地、ブレキン・カースル領地、オレンジ・ヴァレイ領地が競売された。（売却価格については表①③を参照。）これらの売却益のうちアサイニーの帳簿に入金されたのは、コウム・バンク家財売却益の五、〇〇三ポンドのみで、その他は全て抵当権者が取得した。先に示した四、七一四ポンドの黒字にはこのコウム・バンク家財の代金が入っているので、この四年間プランテーションの経営からは黒字は全く生じな

表4 アサイニーによる破産財団の運営の状況

	主な収入			主な支出					
	プランテーション生産物売上	大蔵証券利子	奴隷賠償金	輸入関税	イギリスから送付した必要物資	各プランテーションでの必要経費	輸送料	ドック使用料	マネージャー給与
1832年1-12月	24,670	不明		不明	不明	不明	不明	不明	924
1833年1-12月	16,912	695		7,655	1,414	3,500	1,160	246	924
1834年1-12月	19,343	756		7,868	936	4,440	2,046	266	924
1835年1月-1836年1月	13,781	807	0	5,539	706	3,703	1,247	132	924
1836年2月-1836年11月	5,958	0	3,393	2,486	250	3,341	774	7	693
1836年12月-1837年4月	4,629	0	12,107	1,909	97	1,628	53	57	462
合計	85,293	2,258	15,500	25,457	3,403	16,612	5,280	708	4,851

B3/3626 The National Archives より作成

つたことがわかる。

アサイニーが作成した収支決算表をもとに一八三二年一月から三七年四月までの収入と支出の状況を表4にまとめた。収入で最も重要なのは、プランテーションの生産物の売上である。この売上は一八三五年以後減少しているがこれはプランテーションの売却が進展したためと思われる。次に重要なのが大蔵証券の利子である。アサイニーは、管財業務開始時点で持っていた残高三五、〇〇〇ポンド余りの中から二一、五〇〇ポンドの大蔵証券を買い、以後三七、五〇〇ポンドになるまで買い足している。これが高利回りで、重要な収入をもたらしていた。

支出では、本国で課税される輸入関税が突出している。その他イギリスからプランテーションに送付される必要物資と、各プランテーションごとに発生した費用が重要である。後者は、元所有者の未亡人への年金、裁判費用、現地で購入される必要物資など様々な性格のものが含まれる。その他の重要な支出は、イギリスと西インド間の輸送料、ドック使用料、J・L・アンダーソンに支払われたマネージャー料などである。

支出のうち輸入関税の重さは顕著である。プランテーションから出荷される生産物のほとんどは砂糖だったので、このほとんどが砂糖税である。砂糖税は一八世紀中葉までは低率だったが、一七九〇年代以降引き上げが続き、一八三〇年代前半に最高の税率に達した。これは、ナポレオン戦争中に課された戦時税が戦後も維持されたこと、砂糖税は従量税だったため価格が下落すると価格あたりの税

率が高率となる構造にあったことが、原因である。一八三二年では、一 TON 当たりの砂糖平均価格は二三シリング八ペンス、それに対する税額は二四シリングであり、価格当たり一〇〇%以上の税率となっていた。^⑧なお、英領東インド産や外国領産の砂糖にはさらに高い関税が課せられており、この税差が英領西インドを保護する特惠関税となっていた。しかし、イギリス国内であるはずの英領西インドで生産される砂糖にもこれほど高率の関税が課せられていたことは、記憶されるべき事実である。また砂糖税は輸入時点で全輸入物に対し支払われ、販売できない場合でも戻ってくることはなかった。このため販売不振の不況期には、特に深刻な負担となった。

四年一ヶ月の破産財産運営後の一八三六年二月、帳簿が一端閉じられ残高から一般債権者への最初の償還が行われた。ただし償還に費やされたのは残高四〇、四七九ポンドの残高のうち八、九二〇ポンドのみであった。この時点で一般債権総額は一七、八四〇一ポンドであり、そのうち二〇分の一が償還されたことになる。^⑨残高の残りは、抵当権者の債権残額の清算や、破産財産に設定されていた婚資支払い等に使われたと見られる。^⑩

(三) 奴隷賠償金受給と債務償還の関係

アサイニーはこの後帳簿を改めて領地経営を継続し、一八三七年四月二九日にそれを完了した。この一八三六年二月—三七年四月の収支はそれ以前と比べ、生産物の売上収入やすべての支出項目が減少しているが、これはプランテーションの売却の進展の結果と考えられる。それより注目すべきは、奴隷賠償金という収入が新たに登場したことである。

奴隷解放時に奴隷所有者に賠償するという考えは、奴隷制廃止が下院で本格的に議論されるようになった当初から存在していた。一八二三年五月フォウエル・バクストンが「奴隷制はイギリスの憲政とキリスト教の原理に反しており、英領全土で徐々に廃止されるべきである」ことを下院で決議するよう要求した時、アレクサンダー・ベアリングは「万が一議會が黒人の状況に何らかの物理的変更を行うことを決定するなら、奴隷の主人達にはそのような新たな政策が彼らにもた

らす損失に対し賠償を求める資格がある」、「もしもこの国の人間が全体の目的のために財産を奪われるならば、法律はそれに対し賠償を裁定すべきである。」と主張している。^{②③} またこの時の下院の決議には「奴隷の市民権について変更を行う際には、奴隷自身の安寧、植民地の安全に合致するよう考慮するだけでなく、私有財産の利害にも同様に考慮を払うべきである」という一文が盛り込まれた。以後、奴隷制廃止の議論と奴隷賠償問題は不可分となった。

しかし賠償内容が具体化したのは、奴隷制廃止法可決の直前である。一八三三年五月九日植民地担当大臣スタンレー卿は西インド委員会に、奴隷解放の交換条件としてプランターに一、五〇〇万ポンドの貸付を提供することを提案した。西インド委員会はこれを一八三三年下院決議からの乖離だとして拒絶し、奴隷を財産として扱うことは議会制定法によって是認されてきたこと、故に奴隷解放は「この財産の公正な買収をもって成就されるべきである」と下院に請願した。また西インド委員会は六月七日、①植民地プランターに二、〇〇〇万ポンドの補償を支払うこと、②プランター・シヨンを担保に一、〇〇〇万ポンドの貸付を行うことを、対案として提示した。スタンレー卿はこれのみ、一〇日には下院に西インド委員会案受け入れを説得した。他方で西インド委員会は奴隷制廃止を受け入れるよう各植民地政府と交渉した。^④ この結果八月二十八日、全イギリス領七十七万人の奴隷の解放に対し二、〇〇〇万ポンドの賠償を行う条件で奴隷制廃止法が可決された。

英領西インド（ガイアナを含む）では、六五万人の奴隷に一、七〇〇万ポンドが支払われた。^⑤ 賠償額は一八二二—三〇年の奴隷平均価格を元に各地域ごとに算出され、その四五%前後が支払われた。^⑥ 賠償金支払いは、一八三五年九月から一八三七年末までの間に実施された。

M & A社のアサイニーが受領した奴隷賠償金は、表4によると一五、五〇〇ポンドである。これについては、イギリス議会文書からも調べる事ができる。一八三七—八年の国会会期時に全英領における「奴隷賠償要求計算書」が作成されており、各植民地ごとに全受取人の名前・所有奴隷数・受取金額が記されている。^⑦ シェリダンはこの史料調査を行って

り、筆者も確認作業を行った。M & A社アサイニーのネヴィル・レイドとジョン・ディクソンが受け取った賠償額は、シエリダンの調査では総勢一、四九〇人の奴隸に対し二二、四二六ポンドとなっている。ただし筆者は、このうち一、〇五三人、一五、七六四ポンドしか確認できなかった。これらの数値はどちらも表4の数値と異なっているが、一万五千ポンドから二万ポンド程度の賠償金をアサイニーが獲得したことは、确实としてよいだろう。

一八三六年二月—一八三七年四月の帳簿は残高ゼロから始まり、帳簿を閉めたときには約一五、〇〇〇ポンドの残高となっている。これから見て、この間の帳簿の黒字は奴隸賠償金のみから生じていることは、自明である。

アサイニーはこの黒字分から一〇、九五七ポンドを一般債権者に償還している^{②③}。残額の用途については不明であるが、おそらく諸費用や抵当権者への支払いに使用されたと思われる。

M & A社の債務償還は以後も続けられたが、破産裁判所史料はこの一八三七年四月をもって終わっている。この時点でほとんどの領地の売却と奴隸賠償金の受け取りが終了しているので、清算はここでほぼ完了したと言ってよい。一般債権者にはこの二回の償還により一九、八七七ポンド、つまり債権総額一七八、四〇一ポンドのうち一一%強のみが償還されたことになる。しかしこの乏しい償還でさえも、プランテーションの経営や売却から生じた資金ではなく、イギリスのマニケの屋敷コウム・バンク家財の売却益と奴隸賠償金で賄われたのである。

抵当権者の債権回収の過程についても確認しておく。まず最大の債権者であったSPS社は、一八三三年二月同社が転抵当権をもっていたエストリッジ領地とカニングム領地が破産裁判所の命令によって競売されたとき、自ら低価格で買い取り転売した^{②④}。また同年七月にはコウム・バンクの売り立て金を受け取っている。ただしコウム・バンクは二二、〇〇〇ポンドで売れたにもかかわらず、諸費用がかかり、SPS社が受け取ったのは三、八八六ポンドである^{②⑤}。さらに一八三五年一月には、SPS社が抵当権を持っていたパーク領地等が競売され、売却益を得ている。以上でSPS社の債権のどの程度が回収できたのかは解らないが、一八三六年八月SPS社は、一般債権者とアサイニーに対しこれ以上要求しないこ

とを了承した^②。なお、SPS社の代理人ジョン・ビードネルとジョン・ウィリアム・フレシュフィールドは、五三人の奴隷に対し一、五九五ポンドの奴隷賠償金を受け取っている^③。

ジョン・プロクター・アンダードンの場合は、一八三二年一月にオリヴァー領地を売却し、一八三六年二月には裁判所が競売したシーフォース領地とニグロ・ベイ領地の売却益の一部を得た^④。

アレクザンダー・ベアリング等五名の債権は、彼らが抵当権を有していたスプーナー領地とモーン領地の競売の売却益ではとうてい不足でそれぞれ四千ポンド以上の債権を残していたが^⑤、その後どのような解決がされたのか不明である。

ファヴァーシヤム卿は、一八三七年六月アサイニーと一般債権者から、モーニング・スター領地の所有権と奴隷賠償金を取得することを承認されており、これをもって債権を消滅させたと考えられる^⑥。

二万ポンドの債権を持っていたロバート・ホルフォードは、一八三六年アサイニーから三五〇〇ポンドを受け取り、全ての転抵当権を手放した^⑦。最後に、一万ポンドの債権を有していたチャールズ・ボウズンキットは既に一八三二年六月に債権を放棄した^⑧。

以上抵当権者の債権回収については不明な点も多いが、プランテーションの売却が進展するのは主に一八三五年一月以降であり、奴隷賠償金支払い決定によって売買が活性化した可能性が高いこと、実際奴隷賠償金の受け取りによって解決した債権があることが、指摘できる。奴隷賠償金がプランテーション売買を促進させたことは、次の事実からも明らかである。ロンドン・ガゼット紙上の一八三四年八月のブレキン・カースル及びバーク領地、同年九月のスプーナー領地とモーン領地競売の広告では、土地面積については記載がない一方で奴隷人数は明記され、その後に「購入者は、イギリス議会によって付与される賠償金全額を得る権利を有する」と記されている^⑨。この広告文から、この時期には土地は無価値で奴隷（奴隷賠償金）のみに価値があったことが、明白である。

以上M & A社の債権回収は奴隷賠償制度によってようやく可能となったこと、回収された金銭のほとんどが賠償金その

ものだったことが、明らかとなった。

- ① assignee 譲受人。破産者の財産を管理するため債権者より選任された者で破産法改正前破産管財人と同じ業務を担っていた者。田中英夫『英米法事典』東京大学出版会、一九九一年。
- ② *London Gazette*, 6th, September, 1831, p.1824.
- ③ John Dixon, 13th, September, 1831, B3/3626.
- ④ 彼の債権は B3/3626 とは「キャン・ストリート」サフォーク・レーンを住所地とするネヴィル・レイドとカンズニーとトビク三ポンド一五シリングとなっていたが、B3/3628 とは「ロイズ・ロービー・ハウスを住所地とするネヴィル・レイドの保険引受業口座として、六九ポンド一九シリング九ペンスとなっていたので、その合計とした。
- ⑤ 当初はランガムが破産管財の実務の大半を担っていたが、一八三三年までに死亡した。
- ⑥ Henry Davidson, 21th, December, 1831, B3/3627. ☆お詫⑨〜⑩の供述の日付は十二月になつてゐるが、内容をたゞつて一月三日債権者集会以前におこなわれたものとする。
- ⑦ Davidson 以外の供述を 21th, December, 1831, B3/3627.
- ⑧ 以三三〇の用字を John Lavicomt Anderdon, 21th, December, 1831, B3/3627.
- ⑨ William Billinghamurst, 21th, December, 1831, B3/3627.
- ⑩ Petition of Assignees, 5th, December, 1831, B3/3627.
- ⑪ 23th, December, B3/3626.
- ⑫ Petition of Assignees, 5th, December, 1831, B3/3627.
- ⑬ Richard Wrangham, 21st, December, 1831, 7th, January, 1832, B3/3627.
- ⑭ 表 4 の元史料にこれらの領地名が登場しないためそう推定される。
- ⑮ 表 4 参照。
- ⑯ *London Gazette*, 15th, January, 1833, pp.104-5.
- ⑰ *London Gazette*, 9th, July, 1833, p.1331.
- ⑱ *London Gazette*, 1st, August, 1834, pp.1438-9. 9th, September, p.1547. 9th, October, 1835, p.1870. 15th, January, 1836, p.89.
- ⑲ 1790 年代の糖の徵稅についての “Rate of Duty on Muscovado Sugar imported into U.K. 1791-1836”, *Accounts and Papers: Parliamentary Papers*, Session 1847-8, vol. 63, pp. 28-9.
- ⑳ 11th, February, 1836, B3/3628.
- ㉑ ウェリアム・ペニングの死後彼の妻ジョー・○○○ポンス、彼の娘ジョー・L・バンタードンの妻に五十ポンド支払つたことがわかった。
- ㉒ John Smith, 3rd, November, 1836, Abel Smith, 3rd, November, 1836, B3/3628. 1
- ㉓ *Parliamentary Debates*, vol. 9, 1823, p.257.
- ㉔ *Mr. Alexander Baring's Speech in the House of Commons on 15th, May, 1823 on Mr. Buxton's Motion for a Resolution Declaratory of Slavery in the British Colonies Being Contrary to the English Constitution and Christianity*, London, 1823, pp.6-7.
- ㉕ Sheridan, *op.cit.*, p.547. ㉖ 同の議録の巻末に West India Committee Archives. West India Planters & Merchants Meeting Minutes, 1829-1834, Microfilm Reel 4, University of London に収録。
- ㉗ Sheridan, *op.cit.*, p.549.
- ㉘ “Averages of Sales in the Colonies Affected by the Slave Abolition”

tion Act", *Accounts and Papers: Negro Apprenticeship, Negro Education, Slavery Abolition. Parliamentary Papers, Session 1837-8*, vol. 48, p.329.

㉔ "Accounts of Slave Compensation Claims", *Accounts and Papers: Negro Apprenticeship, Negro Education, Slavery Abolition. Parliamentary Papers, Session 1837-8*, vol. 48, pp.331-695.

㉕ Sheridan, *op.cit.*, pp.547-8.

㉖ *London Gazette* 1754以後のM&A社債権の配当を行う告示が出ている。

㉗ *London Gazette*, 19th, August, 1836, pp.1492-3.

㉘ Abel Smith, 12th, April, 1834, B3/3627.

㉙ *London Gazette*, 19th, August, 1836, pp.1492-3.

㉚ シェリダンの筆者の数値はついで開示は一致した。

㉛ J.P.Anderdon, 12th, April, 1834, B3/3627.

㉜ Sir Right Honorable Alexander Lord Ashburton(Alexander Baring), Jeremiah Harman, John Pearse, 3rd, Nobenber, 1836, B3/3628.

㉝ *London Gazette*, 9th, June, 1837, p.1476.

㉞ B/3629 (日付等記載なし)

㉟ John William Freshfield, 3th, November, 1836, B3/3628.

㊱ *London Gazette*, 1st, August, 1834, pp.1438-9. 9th, September, 1834, p.1647.

結 論

第三章で、M & A社の場合、本国投資家が西インド経済崩壊から受けた打撃は、奴隷賠償制度の開設によってのみ緩和できたということが、十分に検証されたかと思う。同社は第二章で見たように、当時の西インド貿易商としては最大手で典型的な経営を行っており、西インド経済に対しては最後まで積極的な投資を行っていた。従って同社に当てはまる事實は、他の西インド経済に深く関わっていた貿易商会にも適合すると考えられる。つまり、全体的に見ても、西インド経済からの本国資金の回収は奴隷賠償金を持つてのみ可能であったと判断することは妥当であると考えられる。

問題は、この事実をどう解釈すべきかということである。当時の奴隷制反対派が主張した論理²⁷、つまり西インド利害関係者救済のために国税が使用されたといった解釈が正鵠を得ていないのは、すでに明らかだろう。まず、奴隷賠償金を最終的に受け取ったのは西インド利害関係者ではなく、イギリスの一般の投資家とその投資システムであった。また奴隷賠償金の資金となったイギリスの税金には、西インド・プランターが負担した関税が相当含まれていた。表4を再度振り返

つてみよう。M & A社破産財団の最大の支出だったのはイギリス政府が徴収する関税（ほとんどが砂糖税）であり、その額は一八三二年一月—一八三七年四月の間に二五、四六〇ポンドに達している。これはM & A社のアサイニーが受け取った奴隷賠償金額を優に超えている。つまり、イギリス政府が彼らに払った賠償金より、彼らがこの五年余りの間にイギリス政府に支払った税金のほうが多い。従って奴隷賠償金は、植民地救済のため本国から植民地に資金が流れたという性格のものでは全くない。むしろその逆で、植民地が納めた税金がイギリス政府の手を通してイギリスの債権者にわたったとみる方が正しい。

付言すると、砂糖税は一八世紀を通してイギリス国家歳入最大の税収項目であり、税収の一割近くを占めていた^①。イギリス政府が奴隷制廃止、自由貿易主義など次々と英領西インドに不利な政策を課す一方で、砂糖税の大幅な引き下げに尽じなかったことは、イギリス政府が植民地経済に配慮する意志をもたなかったことを示している。

旧植民地体制から自由貿易体制への移行と英領西インド経済の崩壊は、狭義の西インド・インタレストだけでなく、イギリスの有産階級や銀行など金融利害にとっても打撃であった。しかしこの打撃によって没落したのはプランターと若干の貿易商であって、イギリス本国の有産階級や投資システムはこれを生き延びた。その直接の理由は、イギリスの金融利害が自由貿易主義に適合できたからではなく、イギリス政府が明らかに植民地利害よりも本国利害を重視する救済策を採ったからである。植民地経済を立て直すのであれば、航海規制の放棄や砂糖税の大幅削減など他に様々な方策があったはずである。しかしイギリス政府はそのような策はとらず、奴隷賠償金支払いによりイギリスの債権者を英領西インド経済の桎梏から解放することを優先した。

① *Parliamentary Papers, Session 1829, vol. 15, Parliamentary Papers,*

Session 1847-8, vol. 63 の砂糖関税収入と Parliamentary Papers,

Session 1868-69, vol. 35 の国家歳入の比較。

（京都府立大学文学部准教授）

The Effect of British West Indies' Economic Crisis in 1830-32
on the Merchants and Investors and the Settlement
of the Slave Redemption in 1834

by

KAWAWAKE Keiko

The West India Trade had been the most important section of British economy for almost two and a half centuries since the second half of the seventeenth century. However, it fell into the long-term depression from the late 1810s because of the rapid increase of worldwide sugar production and the pressure from the slave abolition campaign. The depression had serious effect not only on sugar planters in the colonies, but also on West India merchants who financed them or the property class in the mother country, who deposited their money in West India merchants. In 1830-32, the sugar price remained very low and a lot of West India merchants went bankrupt. The crisis must have been destructive to the depositors and the financial system in the mother country. But they could escape from ruin. Why?

In this essay, the author investigates the bankruptcy records of one of the greatest West India merchants, Manning & Anderdon (M&A), and demonstrates that only the slave redemption made the sugar planters solvent and enabled M&A to pay a part of their debt to their investors and depositors. The slave redemption was a supplementary provision of the slave abolition act in 1834, by which the British Government paid 20 million pounds to the slave owners in compensation for their losses from the abolition. The planters who were debtors to M&A were almost bankrupt and their estates lost its value. It was only the compensation money that the planters could pay back to M&A and M&A could repay their investors and depositors.

From the investigation, the author concludes that the slave redemption saved the property class in the mother country and the British financial system, rather than the planters and the colony. The latter never recovered from the crisis, but the former, though badly damaged from it, recovered to expand their investment elsewhere worldwide in the future.